

## 名称

第一条 本会は、日本国際文化学会と称する。英語名は The Japan Society for Intercultural Studies とする。

## 事務局

第二条 本会の事務局は、会長が所属する機関または会長が指定する場所に置く。

## 目的

第三条 本会は国際文化の振興と普及を、研究と教育の両面において進めることを目的とする。

## 事業

第四条 本会は次の事業を行う。

- (1) 原則年一回の全国大会の開催
- (2) 講演会・分科会などの開催
- (3) 学会誌・ニューズレター・出版物の刊行

## 会員

第五条 本会は、次の会員をもって組織する。資格・会費などに関しては細則を設ける。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人・機関・団体など

## 入退会

第六条 会員になろうとする者は、所定の書類に入会金・会費を添えて、事務局まで申し込むこと。

第七条 会員は次の理由により資格を失う。

- (1) 本人が書面によって退会を申し出たとき
- (2) 会費の滞納により理事会が退会を適当と認めたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為をしたことにより、理事会が退会を相当と決定したとき。

## 会費

第八条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。納入した会費は理由を問わず返還しない。

## 役員

第九条 本会に次の役員を置く。会長一名、副会長二名、常任理事十二名（正副会長を含む）、理事三〇名、監査役二名。

- 2 役員任期は二年とし、再任は妨げない。
- 3 学会運営の必要上、常任理事若干名を追加することができる。
- 4 学会運営委の必要上、幹事若干名を置くことができる。任期は理事に準ずる。
- 5 顧問若干名を置くことができる。

## 役員を選出

第十条 会長・副会長・常任理事は理事会において互選により選出し、会員総会の承認を得る。監査役、幹事は、理事会が決め、会長が委嘱する。

2 会長は本会を代表してその会務を総括し、理事会及び常任理事会の議長を務める。

3 副会長は会長を補佐し、会長の不在あるいは事故ある時にその職務を代行する。

4 常任理事は会長、副会長とともに常任理事会を構成し、日常の会務を執行する。

5 理事は理事会を構成し、本会の組織運営、会員総会に提出する議題、定款の改廃などに関わる事項の審議を行う。

6 幹事は、会務の執行につき、理事に協力する。

7 顧問は、本会に特別な功労があった者で、理事会の推挙を経て、会長が委嘱する。顧問は、常任理事会、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

### 理事の選出

第十一条 理事の選出は正会員による選挙を主とする。選出手続き並びに選挙規定等は別に定める

### 会員総会

第十二条 本会に正会員によって構成される会員総会を置く。

2 会員総会は次の事項の議案の審議を行う。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事

(2) 予算、決算に関する事

(3) 役員を選出に関する事

(4) 定款の変更等に関する事

3 会員総会は通常毎年1回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の半数以上の要請があった場合に、会長が召集する。

4 会員総会の議決には、出席会員の過半数を必要とする。

### 分科会

第十三条 本会は、その目的達成のため、理事会の議決を経て分科会を設ける。分科会の運営に関しては別に定める。

### 支部会

第十四条 本会に支部会を置くことができる。支部会の運営に関しては別に定める。

### 会計

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日とする。

3 本会の会計処理は、常任理事会が責任を持ち、会計担当理事がこれに当たる。会計担当理事は、監査役の会計監査を受けなければならない。

4 監査役は、会員総会に会計監査報告を行い、承認を受けなければならない。

### 定款の改正

第十六条 この定款を改正するときは、理事会での審議を経て、会員総会の承認を得なければならない。

### 細則

第一条 本会の会費を次のように定める。

(1) 正会員：一万円 ただし、大学院に所属する学生については、五千円とする。  
ただし、学部所属する学生については、二千円とする。この場合、学会誌  
については別途購入するものとする。

(2) 賛助会員：一〇一万円。

附則 この規約は、2001年11月10日より施行する。

附則

2006年7月15日、第九条、第十条改正、改正後の規約は2006年4月1日から施行する。

2008年7月13日、第九条改正、改正後の規約は2008年7月13日から施行する。

2015年7月5日、細則第一条(2)改正、改正後の規約は2015年7月5日から施行する。